

国際租税法第4回 2010/05/10

「つなげてみよう所得税法」

【課題】所得税法の全体をながめて、次の設例につき源泉徴収がなされるために必要な根拠条文を幅広く指摘しましょう。

【設例】外国法人 F が、日本の内国法人 J の発行した社債を保有している。F 社が、この社債の利子の支払を日本国内において受ける。支払者は、S 信託銀行である。なお、F 社は、日本国内に恒久的施設を有していない。

【ポイント】

1. 所得税法の編と章の構造をおさえておく

第1編 総則→抽象的で読みにくいですが、すべてにかぶってくる。

第2編 居住者の納税義務

第3編 非居住者及び法人の納税義務→「外国法人」である F 社の納税義務はここでくわしく定められている。

第4編 源泉徴収→S 社が源泉徴収するための根拠規定はここにある。

第5編 雑則→「たかが雑則」と侮ることなかれ。

2. 本来の納税義務者である F 社について

5条4項（納税義務者）

→7条1項5号（課税所得の範囲）

★第1編総則のこれらの規定が、第3編第1章161条のソース・ルールを引用している。

★12条（実質所得者課税の原則）などの人的帰属の通則規定が適用される。

→161条（国内源泉所得）、この設例では特に4号イ。

→178条（外国法人に係る所得税の課税標準）

→179条（外国法人に係る所得税の税率）

3. 源泉徴収義務者である S 社について

6条（源泉徴収義務者）

→17条（源泉徴収に係る所得税の納税地）

→212条（源泉徴収義務）

→213条（徴収税額）、この設例では特に1項3号。

→220条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）以下。

【ここから一步先へ】

1. 所得税法施行令もかなり重要

→国内源泉所得関係が令279～288条、外国法人の納税義務関係が令303の2～306の2条、源泉徴収関係が令328～334条。

2. 租税特別措置法がきわめて広範（省略。ただし「QI」はおぼえておこう）

3. 二国間租税条約の適用関係が複雑で頭をつかう

→条約実施特例法もある